美浜町週休2日工事試行実施要綱の一部を改正する要綱

美浜町週休2日工事試行実施要綱(令和7年美浜町要綱)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
美浜町週休2日工事実施要綱	美浜町週休2日工事試行実施要綱
(趣旨)	(趣旨)
第1条　この要綱は、建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善及び将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、美浜町が発注する週休2日工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条　この要綱は、建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善及び将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休2日工事の試行実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
(対象工事)	(対象工事)
第2条　この要綱は、美浜町が発注する工事で、単価適用日が令和8年10月1日以降の全ての建設工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。	第2条　この要綱は、美浜町が発注する全ての建設工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。
(1)～(4)　〔略〕	(1)～(4)　〔略〕
(5)　その他発注者が週休2日制工事等に適さないと判断した工事	〔新設〕
2　〔略〕	2　〔略〕
(定義)	(定義)
第3条　〔略〕	第3条　〔略〕
2　〔略〕	2　〔略〕
3　この要綱において「土木工事」とは、建築工事及び港湾・漁港工事以	〔新設〕

外の建設工事をいう。

4　この要綱において「建築工事」とは、公共建築工事費積算基準を適用する工事をいう。

5　この要綱において「港湾・漁港工事」とは、愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事をいう。

（積算等）

第6条　土木工事については、週休2日の実施に係る経費の補正を行わないものとし、建築工事及び港湾・漁港工事については、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより経費の補正を行うものとする。

(1)　建築工事　発注者は、当初設計において、次の表に掲げる経費に、同表の完全週休2日(土日)の欄の補正係数を乗じて経費の補正を行うものとする。

適用区分	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日	月単位の週休2日未満
労務費	1.02	1.02	1.00

(2)　港湾・漁港工事　発注者は、当初設計において、次の表に掲げる経費に、同表の4週8休以上の欄の補正係数を乗じて経費の補正を行うものとする。

適用区分	4週8休以上	4週8休未満
共通仮設費率	1.02	1.00
現場管理費率	1.03	1.00

〔新設〕

〔新設〕

（積算等）

第6条　発注者は、当初設計において次の表に掲げる各経費に同表の完全週休2日(土日)の欄の補正係数を乗じて経費の補正を行うものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査設計等の外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

(1)　公共建築工事積算基準を適用しない工事

適用区分	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日	月単位の週休2日未満
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00

(2)　公共建築工事積算基準を適用する工事

適用区分	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日	月単位の週休2日未満
労務費	1.02	1.02	1.00

2　完全週休2日(土日)が達成できない場合、現場閉所状況に応じて前項の補正係数を変更し、契約約款に基づき請負代金を変更する。

2　前項各号に掲げる工事において、当初設計で適用した現場閉所の水準を達成できない場合は、現場閉所状況に応じて補正係数を変更し、契約約款に基づき請負代金を変更するものとする。	
3　現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査設計等の外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。	
（取組内容）	（取組内容）
第7条　取組内容は、次に掲げるとおりとする。	**第7条**　取組内容は、次に掲げるとおりとする。
(1)・(2)　〔略〕	(1)・(2)　〔略〕
(3)　受注者は、当初施工計画書に現場閉所の取得計画及び非対象期間が分かる現場閉所取得計画表を添付し提出する。ただし、土木工事については、当初施工計画書に実施する週休2日の形式を記載するものとする。	(3)　受注者は、当初施工計画書に現場閉所の取得計画及び非対象期間が分かる現場閉所取得計画表を添付し提出する。
(4)　受注者は、毎月5日までに工事打合簿により現場閉所日及び非対象期間を明示した実施状況を報告するものとし、監督員はこれを確認する。ただし、土木工事については、毎月の報告に代えて、工事完了検査日までに、実施結果表(別記様式)を提出するものとする。	(4)　受注者は、毎月5日までに工事打合簿により現場閉所日及び非対象期間を明示した実施状況を報告するものとし、監督員はこれを確認する。
(5)　受注者は完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。ただし、土木工事については、この限りではない。	(5)　受注者は完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
(6)　〔略〕	(6)　〔略〕
(7)　受注者は、月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。ただし、	(7)　受注者は、月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受

土木工事又は受注者の責によらず達成できなかった場合については、この限りではない。	注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りでない。
別記様式(第7条関係)	〔新設〕

附　則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。